改正前施行規程第百二十八条の二第一項第三号	雇用保険被保険者番号	雇用保険法施行規則第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者（組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により雇用保険被保険者番号（直近に公布された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる者を除く。）にあつては、雇用保険被保険者番号
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百四十四条第三項第一号	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百四十四条第三項第三号	及び受給権者との続柄	、個人番号及び受給権者との続柄
改正前施行規程第百四十五条第一項第二号	二　受給権者の氏名及び生年月日	二　受給権者の氏名及び生年月日 二の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百四十五条第一項第四号	及び組合員であつた者との続柄	、個人番号及び組合員であつた者との続柄
改正前施行規程第百四十五条第三項第二号	二　受給権者の氏名及び生年月日	二　受給権者の氏名及び生年月日 二の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百四十七条第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号

［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百四十四条第三項第一号	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百四十五条第一項第二号及び第三項第二号	二　受給権者の氏名及び生年月日	二　受給権者の氏名及び生年月日 二の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百四十七条第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号